

報告第10号

豊岡まちづくり株式会社第26期の決算及び第27期の事業計画に関する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

豊岡まちづくり株式会社経営状況説明書

令和3年5月28日

豊岡まちづくり株式会社

事業報告

第26期

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

兵庫県豊岡市大磯町1番79号

豊岡まちづくり株式会社

第26期（令和2年度）事業報告

事業概況

令和2年度の地場産業の経済環境におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、経済活動が再開され政府の各種政策により持ち直しの動きが見られ始めましたが、景気は依然として極めて厳しく、先行きは非常に不透明な状況が続いております。

このような情勢の中で、当社も積極的に販売活動を展開していましたが、売上高は138,690千円と対前年13,443千円の減少となり、営業利益は、4,591千円で対前年7,608千円の減少となりました。

これを主な部門についてみますと、次のとおりです。

（アトリエショップ部門）

店頭販売では、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言発令時、来客数が激減し売上高は大きく落ち込みました。途中持ち直しもしましたが、やはり影響が大きかったため売上高は61,858千円と対前年16,496千円の減少となり、営業利益は780千円で対前年6,102千円の減少となりました。

（アトリエネット部門）

特集内容を一新し販促費も増やした事により、サイトの訪問者数も順調に伸びて売上に繋がり、ほぼ年間を通して前年度を上回る45,478千円の売上で対前年12,173千円の増加となり営業利益は、4,445千円で対前年2,977千円の増加となりました。

（スクールⅠ部門）

東京から福岡まで全国から13名の生徒が入校しましたが、1名減員し12名で授業を行い緊急事態宣言中は、生徒数と授業を半分に分け交互に実施する等の工夫も凝らし進めていきました。

売上高は14,800千円で対前年1,078千円の増加となり、営業利益はマイナス225千円で対前年303千円の減少となりました。

（スクールⅡ部門）

令和2年度より財布企業への人材供給等に向け、財布スクールを開校しました。全国から5名の生徒が入校し、卒業後豊岡市や京丹後市で自宅工房経営される方があるなど、成果は十分あったように思われます。但し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により応募者が集まらず、第1クールしか開講することが出来ませんでした。売上高は2,232千円で対前年11,251千円の減少となり、営業利益はマイナス3,128千円で対前年4,501千円の減少となりました。

（学校給食配送事業部門）

豊岡市の委託業務で、平成30年度より令和2年度の3年間契約の最終年度として、1年間学校給食を市内の小学校6校、中学校3校へ遅滞なく安全に届けることが出来ました。

1件物損事故がありましたが、その他大きな事故もなく、引続き令和3年度より3年間運営していく予定です。売上高は14,322千円で対前年1,054千円の増加となり、営業利益は2,719千円で対前年323千円の増加となりました。

総合業績状況

事業全体で見ますと、今期の純売上高では、アトリエショップ部門は新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に減少しましたが、アトリエネット部門は好調で、対計画と対前年共に増収となっております。スクールⅠ部門は前年と定員が同じで大きな変化はなく、スクールⅡ部門は年2回実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり募集がなく、1回の開講であったこともあり、対計画と対前年共にマイナスとなり、対前年13,443千円減(8.8%減)の138,690千円となりました。

売上原価は、対前年3,820千円減(6.1%減)の58,775千円でした。

販売費及び一般管理費につきましては売上の減少により、対前年2,014千円減(2.6%減)の75,324千円となりました。

よって、営業利益は、部門合計で対前年7,608千円減(62.3%減)の4,591千円となりました。

また、今期は雑収入として、新型コロナウイルス感染拡大による対策である持続化給付金2,000千円、兵庫県の中小企業補助金200千円、雇用調整助成金450千円、豊岡市の財布事業補助金2,078千円、豊岡商業協同組合の利用分量配当金122千円など、計5,421千円ありましたが経常利益は対前年3,413千円減(25.6%減)の9,933千円となりました。

税引前当期純利益は9,966千円、税引後当期純利益は法人税、住民税及び事業税が2,321千円となりましたので、対前年2,330千円減(23.3%減)ではありますが、7,644千円を確保できました。

事業につきましては、アトリエショップ部門ではコロナ禍のため店舗を休業したこともあり、前半は売上も激減しましたが、豊岡市の消費推進事業である「BUY豊岡」の効果により何とか盛り返しはしたものの前年の実績には及ばず、やはりコロナの影響が直面した年でした。

一方でネット販売業務は着実に売上を上げてきており、更に広告等に力を入れ飛躍して行けるものと考えております。

また、スクール事業におきましては、7年目を終え60数名の若者が豊岡を中心に巣立って行きました。コロナ禍では生徒数を半分に1日おきで対応する等、異例の授業方法ではありましたが、アルチザンスクールでの熱い思いを持って今後も活躍されることを期待しています。

令和2年度よりスクールⅡの財布専科講座を開校し、第1期生5名が入校しました。残念ながら第2クールでは、コロナ禍で応募がなく開講することが出来ませんでした。今後も財布作りが豊岡の靴産業の中に根付くことを目指して取り組んで参ります。

学校給食配送事業につきましては、豊岡の子供たちが健やかに成長することを願い、その思いを持ちながら、事故のない配送業務を心掛けて参りました。

当社も会社設立から26年が経ち、また、アルチザン事業を立ち上げて7年が経過しました。ここまで来られたのも、偏に株主の皆様や関係各位のご理解とご協力のお蔭と感謝申し上げます。

今後も更なる業績向上を目指し、役職員一丸となって邁進して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

事業（営業）報告資料

1. 事業（営業）実績

◇売上高の推移

（単位：千円）

区 分		第23期 (平成29年度)	第24期 (平成30年度)	第25期 (平成31年度)	第26期 (令和2年度)
アルチザン事業		102,749	131,434	138,865	124,368
内訳	アトリエ	76,621	102,616	111,659	107,336
	スクール	26,127	28,818	27,206	17,032
学校給食配送事		11,500	12,175	13,268	14,322
合 計		114,249	143,609	152,133	138,690

◇営業成績の推移

（単位：千円）

区 分	第23期 (平成29年度)	第24期 (平成30年度)	第25期 (平成31年度)	第26期 (令和2年度)
営業利益	7,330	13,518	12,199	4,591
経常利益	9,394	13,950	13,346	9,933
当期純利益	7,224	10,180	9,974	7,644
総資産	110,236	128,776	132,078	137,862
純資産	87,267	97,447	107,422	115,067

2. 会社の概要（現況）

(1) 資本金

資 本 金	91,800千円
-------	----------

(2) 株式の状況

発行済株式総数	1,836株
内 豊岡市保有分	918株
内 豊岡商工会議所保有分	414株

(3) 役員 の 状 況

	役 職 名	役 員 名
1	代表取締役	アダチ テツヒロ 足立 哲宏
2	代表取締役	ユリ ショウザブロウ 由利 昇三郎
3	取 締 役	ウヰムラ ケンジ 植村 賢仁
4	取 締 役	タニグチ ヒロシ 谷口 啓志
5	取 締 役	ミヤシタ エイジ 宮下 栄司
6	取 締 役	サカモト ナルヒコ 坂本 成彦
7	取 締 役	ウノ タカヤ 卯野 隆也
8	取 締 役	キヌガワ カツノリ 衣川 克典
9	監 査 役	ウキタ マサヒコ 浮田 昌彦
10	監 査 役	ツカモト シゲキ 塚本 繁樹

(4) 社 員 (従 業 員) の 状 況

区 分	人数	構成
社 員	8	男 5名、女 3名
パート	14	男 12名、女 2名
合 計	22	

貸借対照表

令和 3年 3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 127,189,846】	【流動負債】	【 22,453,225】
現金・預金	112,758,470	買掛金	7,397,155
売掛金	9,083,148	未払費用	95,146
商品・製品	3,729,019	未払金	2,245,269
材 料	383,446	未払法人税等	700,000
貯 蔵 品	584,538	未払消費税等	2,001,800
仮 払 金	282,615	前 受 金	9,890,000
前 払 費 用	283,290	預 り 金	123,855
前 払 金	172,320	【固定負債】	【 341,163】
貸倒引当金	△87,000	長期未払金	341,163
【固定資産】	【 10,672,189】		
[有形固定資産]	[10,342,253]	負債合計	22,794,388
建 物	744,900	純 資 産 の 部	
建物附属設備	154,781	【株主資本】	【 115,067,647】
構築物	1	[資 本 金]	[91,800,000]
工具器具備品	9,141,770	[利 益 剰 余 金]	[23,267,647]
土 地	300,801	(その他利益剰余金)	(23,267,647)
[無形固定資産]	[299,936]	繰越利益剰余金	23,267,647
電話加入権	299,936	(うち当期純利益)	(7,644,995)
[投資その他の資産]	[30,000]		
出 資 金	30,000	純資産合計	115,067,647
資産合計	137,862,035	負債・純資産合計	137,862,035

損 益 計 算 書

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

(単位：円)

科 目	金	額
【純 売 上 高】		
アルチザン事業収入	124,368,945	
学校給食配送事業収入	14,322,000	138,690,945
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	5,228,983	
仕 入 高	57,658,845	
合 計	62,887,828	
期 末 棚 卸 高	4,112,465	58,775,363
売 上 総 利 益		79,915,582
【販売費及び一般管理費】		75,324,080
営 業 利 益		4,591,502
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	7,077	
受 取 配 当 金	500	
雑 収 入	5,414,096	5,421,673
【営 業 外 費 用】		
雑 損 失	80,000	80,000
経 常 利 益		9,933,175
【特 別 利 益】		
貸倒引当金戻入益	33,000	33,000
【特 別 損 失】		
他 特 別 損 失	1	1
税引前当期純利益		9,966,174
法人税、住民税及び事業税		2,321,179
当 期 純 利 益		7,644,995

販売費及び一般管理費

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	額
給 料 手 当	34,741,963	
業 務 委 託 費	4,238,739	
法 定 福 利 費	4,137,682	
福 利 厚 生 費	1,562,778	
広 告 宣 伝 費	5,409,381	
運 賃	1,520,208	
旅 費 交 通 費	83,159	
教 材 費	1,895,877	
商 品 開 発 費	706,288	
車 輛 管 理 費	1,031,022	
通 信 費	267,898	
水 道 光 熱 費	1,309,699	
租 税 公 課	556,100	
消 耗 品 費	1,753,914	
事 務 費	1,094,746	
賃 借 料	558,330	
車 輛 賃 借 料	1,533,006	
減 価 償 却 費	2,111,127	
修 繕 費	103,400	
保 險 料	815,550	
支 払 手 数 料	8,576,301	
負 担 金	188,240	
リ ー ス 料	547,042	
交 際 費	133,307	
会 議 費	18,346	
寄 附 金	2,500	
雑 費	427,477	75,324,080
合 計		75,324,080

部 門 別 損 益

自令和 2年 4月 1日 至令和 3年 3月31日

(単位：円)

	総 合 計	アルチザン・ アトリエ ショップ部門	アルチザン・ アトリエ ネットショップ部門	アルチザン・ スクール①部門	アルチザン・ スクール②部門	学校給食配送 事業部門
I 売上高	138,690,945	61,858,053	45,478,519	14,800,000	2,232,373	14,322,000
II 売上原価	58,775,363	34,517,360	24,258,003	0	0	0
III 売上総利益	79,915,582	27,340,693	21,220,516	14,800,000	2,232,373	14,322,000
IV 販売費及び一般管理費	75,324,080	26,559,991	16,775,211	15,025,881	5,360,976	11,602,021
V 営業利益	4,591,502	780,702	4,445,305	△ 225,881	△ 3,128,603	2,719,979

株主資本等変動計算書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日
(単位：円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金	利益剰余金			
当期首残高	91,800,000	15,622,652		15,622,652	107,422,652	107,422,652
当期変動額						
当期純利益		7,644,995		7,644,995	7,644,995	7,644,995
当期変動額合計	0	7,644,995		7,644,995	7,644,995	7,644,995
当期末残高	91,800,000	23,267,647		23,267,647	115,067,647	115,067,647

個 別 注 記 表

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しています。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産・・・最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法

無形固定資産・・・定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について
法人税法の規定による法定繰入率により計上しています。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引
については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,302,919円

(2) 国庫補助金等で取得した固定資産について、取得価額から次の圧縮記帳額を
控除しております。(第18期、第19期及び第20期)

土地	26,066,398円
建物	71,248,946円
建物附属設備	25,744,945円
その他固定資産	18,245,567円
計	141,305,856円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 当期末発行済株式数 1,836株

監査報告書

豊岡まちづくり株式会社 様

監査の結果

私監査役は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第26期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

尚、当会社の監査役は、定款第4条の定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されている為、事業報告を監査する権限は有していません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の状況を聴取し、会計に関する重要書類等を閲覧致しました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適法かつ正確に表示しているものと認めます。

令和3年5月10日

監査役

浮田昌彦

塚本繁樹

第27期（令和3年度）事業計画及び収支計画（案）

令和3年度の当社の事業としましては、前期同様アルチザン事業のアトリエショップ部門、アトリエネット部門、及び靴職人養成のスクールⅠ部門、財布革小物製作講座のスクールⅡ部門、そして学校給食配送事業の学校給食配送部門の2事業5部門に取り組みます。

アルチザン事業につきましては、当社の基幹事業である豊岡カバンを引き続き全国へ情報発信すると共に、更なる集客に向けて、靴企業の方々と連携して参ります。

ただし、コロナ禍により不確定要素が多いため、慎重に対応し取り組んで参ります。

◇アトリエショップ部門

コロナ禍により店舗の売上は不確定要素が多いため、緊急事態宣言時には大きく落ち込みますが、その後は反動で持ち直す可能性があります。よって、先を見据えた店舗づくり・運営を重点に考え、取り組んで参ります。純売上高としましては、対前年9,142千円増（14.7%増）の71,000千円と見込んでおります。また、販売費及び一般管理費は、対前年208千円増（0.8%増）の26,767千円と見込み、営業利益は対前年2,983千円増（382.4%増）の3,763千円と想定しております。

◇アトリエネット部門

今年度の純売上高は対前年14,522千円増（31.9%増）で60,000千円と見込んでおります。また、販売費及び一般管理費は対前年6,138千円増（36.6%増）の22,913千円と見込み、よって営業利益は対前年358千円減（8.1%減）の4,087千円と想定しております。

販促費に比例して利益は上りませんが、豊岡靴のPRと共に、販売数の増加を目的として販促活動に力を入れていきます。

◇スクールⅠ部門

令和3年度のアルチザンスクールには、東京都や福岡県など全国各地から12名が入校しました。1年後には靴産業の戦力になって行くものと期待しております。

また、今年度は年齢層が幅広くなったので、精神的なケアをすることで途中退校を防ぐよう努めるとともに、来期のスクール生確保のため営業活動にも力をいれていきます。

収益につきましては、授業料等収入は対前年1,760千円増（11.9%増）の16,560千円となり、販売費及び一般管理費は対前年131千円増（0.9%増）の15,156千円と見込んでおります。よって、営業利益は対前年1,629千円増の1,404千円と想定しております。

◇スクールⅡ部門

令和3年度5月からの第1クールには、8名が入校しました。第2クールをあわせ13名の入校を予定しています。収益につきましては、授業料収入は6,600千円、販売費及び一般管理費は5,790千円を見込み、営業利益は810千円と想定しております。

なお、豊岡市の財布事業補助金1,510千円が最終年度としてあります。

◇学校給食配送部門

豊岡市の委託事業であり、令和3年2月に一般競争入札により3年間の業務を受託しました。

先ずは1年目として安全管理を怠ることなく運営してまいります。

純売上高は委託料で、対前年563千円増（3.9%増）の14,885千円となります。販売費及び一般管理費は、対前年906千円増（7.8%増）の12,508千円と見込んでおります。よって、営業利益は対前年342千円減（12.6%減）の2,377千円を想定しております。

◇総合収支計画

総合では、純売上高は全体で売上増を見込み、対前年30,355千円増（21.9%増）の169,045千円と想定しております。売上原価は対前年14,695千円増（25.0%増）の73,470千円と見込み、販売費及び一般管理費は対前年7,810千円増（10.3%増）の83,134千円と見込んでおります。よって、営業利益は対前年7,850千円増（170.9%増）の12,441千円と想定しております。

ただし、昨年同様コロナ禍のため、引続き困難な運営が予想されます。

少しでも目標の利益が確保できるよう、役職員一丸となって邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましても引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第27期 令和3年度収支事業計画

豊岡まちづくり株式会社

税抜(千円)

科 目	第26期	第27期							備 考
	総 合	対前期 増減	総合(合計)	アトリエ部門 ショップ	アトリエ部門 ネット	スクール部 門Ⅰ	スクール部 門Ⅱ	給食配送 部門	
純売上高	138,690	30,355	169,045	71,000	60,000	16,560	6,600	14,885	
売上原価	58,775	14,695	73,470	40,470	33,000	0	0	0	
販売管理費	75,324	7,810	83,134	26,767	22,913	15,156	5,790	12,508	
営業利益	4,591	7,850	12,441	3,763	4,087	1,404	810	2,377	
営業外収益	5,422	△ 3,907	1,515	0	0	0	1,515	0	
営業外費用	80	△ 80	0	0	0	0	0	0	
経常利益	9,933	4,023	13,956	3,763	4,087	1,404	2,325	2,377	
特別利益	33	△ 33	0	0	0	0	0	0	
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	
税引前純利益	9,966	3,990	13,956	3,763	4,087	1,404	2,325	2,377	

報告第 11 号

一般社団法人豊岡観光イノベーション第 5 期の決算及び第 6 期の事業
計画に関する書類について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙の
とおり報告する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

決算等の状況の報告

一般社団法人豊岡観光イノベーション

事業の概要と成果

新型コロナウイルス感染症が世界中に猛威を振るい、2020年3月中旬に日本政府による入国拒否、査証の制限等が開始され、訪日外国人観光客は姿を消しました。その影響により、豊岡市の2020年の外国人延べ宿泊者数は10,018人泊（前年比84.3%減）と大きく減少しました。

2016年6月の設立当初より、外国人向けWEBサイト「Visit Kinosaki」を中心としたインバウンド観光客の誘客を主に取り組みできた当法人としては、今期の経営方針を大きく転換することといたしました。

2020年度の経営方針として、国内マーケティングに本格的に取り組むことを掲げ、①地域の観光産業の維持に努める、②マイクロツーリズムに着手する、③地域全体の宿泊者データの収集分析の仕組みの構築を検討する、④観光客の受入整備を進める、⑤海外メディアへの露出を増やし、認知を拡大する、⑥海外顧客の維持のため、Visit Kinosaki サイト・SNS運用を継続する、などを掲げて、取り組みました。

マイクロツーリズム（地域再発見プログラム）については、7月から3月にかけて、12本（うち1本が緊急事態宣言の発令で中止、1本は延期）を造成し、110名にご参加いただきました。また、当法人WEBサイト内に新たに国内向け体験予約サイト「ふらっと、リトリート TOYOOKA」を設置し、GoTo トラベルキャンペーン対象の宿泊プラン・地域事業者と連携した体験プログラムの造成に加え、市内の既存体験プログラムを集約し販売を行い、366名の予約を獲得しました。

観光客の受入整備においては、5月29日に「城崎温泉における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を城崎温泉観光協会、城崎温泉旅館協同組合とともに、感染症の専門家、観光施策の専門家、豊岡健康福祉事務所の指導のもと策定し、7月15日には、豊岡市全体のガイドラインを策定しました。さらに、8月12日に豊岡市新型コロナウイルス感染症対策認証制度「CLEAN & SAFE TOYOOKA」を立ち上げ、ガイドラインに基づく感染症対策をまち全体への取り組みに発展させるとともに、取り組みの見える化を進めてきました。3月末時点で、認証施設は945件となりました。また2020年12月下旬から実施された豊岡市の施策「Re 豊岡」（第2弾）との連携により、6億2千662万円の直接経済効果にも貢献しました。

メディアへの露出については、コロナ禍ではありましたがWEB媒体を中心に前年比30.6%増の465媒体に掲載され、広告換算額1億8,041万円以上の成果となりました（広告換算できたのは98媒体）。

国の持続化給付金や家賃支援給付金をいただきながら、活動をした結果、損益状況は、営業損失12,584千円、営業外収益22,289千円となり、当期経常利益は9,705千円、税引後の当期純利益は、8,473千円となりました。関係者の皆様方のご支援、ご協力をいただき役員・職員日々業務に取り組みました。

一般社団法人豊岡観光イノベーション 組織概要

1. 設立日

2016年6月1日

2. 社員

豊岡市

WILLER株式会社

全但バス株式会社

株式会社但馬銀行

但馬信用金庫

3. 役員

理事長 間貫久仁郎

副理事長 前野 文孝

事業本部長 井澤 雄俊

理 事 村瀬 茂高

桐山 徹郎

倉橋 建

宮垣 健生

高宮 浩之

武田 和徳

大社 充

谷口 雄彦

監 事 作花 良祐

4. 事業本部職員

事業本部長（理事、派遣職員） 1名

派遣職員 4名

嘱託・臨時職員 4名

5. 基金拠出額

28,700 千円

決 算 報 告 書

第 5 期

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月 31日

一般社団法人豊岡観光イノベーション

(一社)豊岡観光イノベーション
貸借対照表
2021年 3月31日 現在

単位:円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	38,218,476	I 流動負債	3,442,634
1 現金	28,798	1 未払金	1,238,541
2 預金	15,062,442	2 未払法人税等	1,232,700
3 売掛金	0	3 預り金	69,879
4 前払金	0	4 仮受金	59,614
5 立替金	0	5 未払消費税等	841,900
6 未収入金	23,127,236	II 固定負債	0
II 固定資産	3,883,934	負債合計	3,442,634
1 有形固定資産	750,600	純資産の部	
・一括償却資産	750,600	I 純資産	38,659,776
2 無形固定資産	133,334	1 基金	28,700,000
・ソフトウェア	133,334	2 利益剰余金	9,959,776
3 投資その他の資産	3,000,000	・繰越利益剰余金	9,959,776
・差入保証金	3,000,000	純資産合計	38,659,776
資産合計	42,102,410	負債・純資産合計	42,102,410

(一社)豊岡観光イノベーション

損益計算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

単位:円

科目	金額	備考
I 純 売 上 高		
1) Visit Kinosaki 手数料	17,986	
2) ツアー等売上高 ・着地型ツアー、体験プログラム ・旅行会社ツアー ・ふるさと納税返礼品プログラム	1,470,920 46,286 335,950	
3) 視察売上高	204,500	
4) 振興券手数料	4,049,319	
5) 会費収入	1,540,000	小計 7,664,961
6) 委託料収入 ・Visit Kinosaki 運用 ・アジアプロモーション事業 ・WEB広告運用業務(繁体字) ・インバウンド地域連携事業 ・観光客受入体制構築事業 ・観光施策評価指標データ収集 ・SDGs ツーリズム推進事業 ・閑散時期団体誘客拡大事業 ・フラップトヨオカ管理運営 ・WEB広告運用業務(国内観光客等) ・ワーケーションモニターツアー実施事業 ・国内向け体験プログラムWEBサイト強化事業 ・商品造成・アドバイザー	26,897,122 3,894,000 3,099,800 1,686,300 632,500 2,841,190 1,922,800 151,800 4,478,482 431,400 1,998,700 645,150 3,795,000 1,320,000	小計 26,897,122
	34,562,083	
II 売 上 原 価		
1) ツアー等関連経費 ・着地型ツアー、体験プログラム ・旅行会社ツアー	1,196,621 0	
2) 委託料関連経費	3,143,400	
3) 視察関連経費	16,000	
	4,356,021	
売 上 総 利 益	30,206,062	
III 販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		
1) 給料手当	9,256,759	
2) 賞与	1,943,240	
3) 法定福利費	1,804,704	
4) 福厚生	24,794	
5) 広告費	8,206,832	
6) 旅散費	106,410	
7) 交際費	0	
8) 会議費	92,496	
9) 車両費	95,533	
10) 通信用	391,542	
11) 水道光熱	264,374	
12) 租税公課	119,400	
13) 消耗品	512,558	
14) 共益費	240,000	
15) 貸借料	1,392,000	
16) リリース	1,094,496	
17) 修繕費	0	
18) 保険料	96,275	
19) 支払手数料	2,101,951	
20) 諸会費	11,375	
21) 減価償却	576,951	
22) 委託費	12,961,300	
23) 研修費	23,910	
24) 消費税	1,473,000	
	42,789,900	
営業利益	▲ 12,583,838	
IV 営 業 外 収 益		
1) 受取利息	238	
2) 市補助金収入	11,723,278	
3) 県補助金収入	500,000	
4) 国県補助金収入	7,000,000	
5) 雑収	3,072,848	
	22,296,364	
V 営 業 外 費 用		
1) 支払利息	0	
2) 雑損	6,602	
	6,602	
経 常 利 益	9,705,924	
税 引 前 当 期 純 利 益	9,705,924	
法人税、住民税及び事業税	1,232,736	
当 期 純 利 益	8,473,188	

個 別 注 記 表

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産・・・定率法
 - 無形固定資産・・・定額法
 - (2) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

別紙の通り報告致します。

令和 3年 5月25日

一般社団法人豊岡観光イノベーション

代表理事	中 貝 宗 治
理 事	前 野 文 孝
理 事	藤 田 尚 宏
理 事	村 瀬 茂 高
理 事	桐 山 徹 郎
理 事	倉 橋 建
理 事	宮 垣 健 生
理 事	武 田 和 徳
理 事	大 社 充
理 事	高 宮 浩 之
理 事	小 林 辰 美

別紙監査の結果、適法正確である事を認めます。

令和 3年 5月10日

監 事	作 花 良 祐
-----	---------

事業の概要

2016年の設立以来、インバウンド中心に取り組み実績をあげてきましたが、2020年から新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、世界各国の渡航・入国制限によって、インバウンドが消失する事態になりました。コロナ禍により、インバウンドの回復目途が立たない環境にあって、日本人国内旅行の重要性が高まっています。ウィズコロナ時代に適応した着地型プログラムを確立して、国内旅行の需要を喚起することは、地域経済の回復に対して有効な手段です。また、これまでのアウトバウンド需要が国内旅行の需要に置き換わることも期待されます。

このため、6期目となる2021年度は、昨年度から本格的にスタートさせたWEBを活用したマーケティング、マイクロツーリズムを意識した着地型体験プログラムの造成など、国内観光客の誘客事業にさらに力を入れて取り組みます。GoToトラベルキャンペーンの再会時にはしっかり需要を取り込めるよう準備を進めます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による宿泊予約のキャンセルの急増で、地域全体の宿泊予約状況がタイムリーに把握できていない課題意識がさらに強くなりました。この課題をデジタルで解決する仕組みを地域の宿泊事業者、豊岡市とともに構築し、運用していくことを始めます。この仕組みを運用していくことで、将来的にはCRM（Customer Relationship Management）を実現し、地域と来訪者との間に信頼関係を作り、来訪者をリピーターに、リピーターからファンになるような活動まで発展させていきます。

また、前期に立ち上げた「CLEAN & SAFE TOYOOKA」認証制度を継続し、調査員による現地調査・フィードバックを繰り返して強化を図り、更に取り組みを「見える化」して、コロナ禍においても安心して観光客が訪れるまちにしていきます。

インバウンドも取り組みを継続します。コンタクトのある旅行会社やメディアに対しては、これまでの関係性を維持するため、コンタクトを続け、WEBサイト「Visit Kinosaki」やSNSの運用により、インバウンド顧客の維持に努めます。早期回復が見込まれる台湾市場に対しては、豊岡市と台湾の市場の結びつきを強めるため、親近感を抱いていただく取り組みを実施し、来るべき時にデスティネーションとして選んでいただけるよう機運を情勢します。

前期に続き、大変厳しい状況ではありますが、地域の事業者がこの状況を乗り越えていけるよう、役割を果たしてまいりますので、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(一社)豊岡観光イノベーション

予定損益計算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

単位:円

科目	金額	備考
I 純 売 上 高		
1) Visit Kinosaki 手数料	200,000	
2) ツアー等売上高		
・ 着地型ツアー、体験プログラム	2,000,000	
・ 旅行会社ツアー	300,000	
・ ふるさと納税返礼品プログラム	350,000	
3) 視察売上高	100,000	
4) 会費収入	1,550,000	小計 4,500,000
5) 委託料収入		
・ 外国語版ホームページ運用事業	3,894,000	
・ 海外プロモーション事業	3,738,000	
・ 国内ホームページ運用事業	3,289,000	
・ 国内内誘客事業	1,603,000	
・ 観光データ基盤構築活用事業	34,438,000	
・ 観光施策評価指標データ収集	1,802,000	
・ フラットヨオカ管理運営	300,000	
	<u>53,564,000</u>	小計 49,064,000
II 売 上 原 価		
1) ツアー関連経費		
・ 着地型ツアー、体験プログラム	1,700,000	
・ 旅行会社ツアー	250,000	
2) 視察関連経費		
・ 視察関連経費	30,000	
	<u>1,980,000</u>	
III 売 上 総 利 益		
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		
1) 給料手当	8,679,000	
2) 賞与	1,572,140	
3) 法定福利費	1,296,734	
4) 厚生費	300,000	
5) 広告費	6,800,000	
6) 旅交費	500,000	
7) 交際費	300,000	
8) 会議費	100,000	
9) 車費	180,000	
10) 通信費	450,000	
11) 水道光熱費	280,000	
12) 租税公課	120,000	
13) 消耗品費	500,000	
14) 共益費	240,000	
15) 賃借料	1,392,000	
16) リリース料	1,075,404	
17) 保険料	102,410	
18) 支払手数料	5,557,600	
19) 諸費	11,350	
20) 減価償却費	300,000	
21) 委託費	30,307,000	
22) 消費税等	1,000,000	
	<u>61,063,638</u>	
IV 営 業 外 収 益		
1) 受取利息	180	
2) 市補助金収入	10,640,000	
3) 国県等補助金収入	0	
4) 雑収入	50,000	
	<u>10,690,180</u>	
経 常 利 益		
税 引 前 当 期 純 利 益	1,210,542	
法人税、住民税及び事業税	1,000,000	
当 期 純 利 益	<u>210,542</u>	

第73号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

国民健康保険税の税率等の改定及び新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少における減免制度の期間延長を行うため。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.98」を「100分の5.59」に改める。

第4条中「100分の7.24」を「100分の6.74」に改める。

第5条中「1万9,500円」を「2万1,900円」に改める。

第5条の2第1号中「1万4,600円」を「1万6,100円」に改め、同条第2号中「7,300円」を「8,050円」に改め、同条第3号中「1万950円」を「1万2,075円」に改める。

第6条中「100分の2.82」を「100分の2.79」に改める。

第7条中「100分の4.02」を「100分の3.32」に改める。

第7条の2中「1万400円」を「1万300円」に改める。

第7条の3第1号中「7,800円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,900円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,850円」を「5,700円」に改める。

第8条中「100分の2.28」を「100分の2.41」に改める。

第9条中「100分の4.8」を「100分の4.34」に改める。

第9条の2中「1万1,000円」を「1万2,000円」に改める。

第9条の3中「5,700円」を「6,100円」に改める。

第21条第1号ア中「1万3,650円」を「1万5,330円」に改め、同号イ(ア)中「1万220円」を「1万1,270円」に改め、同号イ(イ)中「5,110円」を「5,635円」に改め、同号イ(ウ)中「7,665円」を「8,453円」に改め、同号ウ中「7,280円」を「7,210円」に改め、同号エ(ア)中「5,460円」を「5,320円」に改め、同号エ(イ)中「2,730円」を「2,660円」に改め、同号エ(ウ)中「4,095円」を「3,990円」に改め、同号オ中「7,700円」を「8,400円」に改め、同号カ中「3,990円」を「4,270円」に改め、同条第2号ア中「9,750円」を「1万950円」に改め、同号イ(ア)中「7,300円」を「8,050円」に改め、同号イ(イ)中「3,650円」を「4,025円」に改め、同号イ(ウ)中「5,475円」を「6,038円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「5,150円」に改め、同号エ(ア)中「3,900円」を「3,800円」に改め、同号エ(イ)中「1,950円」を「1,900円」に改め、同号エ(ウ)中「2,925円」を「2,850円」に改め、同号オ中「5,500円」を「6,000円」に改め、同号カ中「2,850円」を「3,050円」に改め、同条第3号ア中「3,900円」を「4,380円」に改め、同号イ(ア)中「2,920円」を「3,220円」に改め、同号イ(イ)中「1,460円」を「1,610円」に改め、同号イ(ウ)中「2,190円」を「2,415円」に改め、同号ウ中「2,080円」を「2,060円」に改め、同号エ(ア)中「1,560円」を「1,520円」に改め、同号エ(イ)中「780円」を「760円」に改め、同号エ(ウ)中「1,170円」を「1,140円」に改め、

同号オ中「2,200円」を「2,400円」に改め、同号カ中「1,140円」を「1,220円」に改める。

附則第16項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する感染症」に改め、同項第2号ウ中「見込まれる」の右に「世帯の主たる生計維持者の」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（豊岡市国民健康保険条例の一部改正）

- 3 豊岡市国民健康保険条例（平成17年豊岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する感染症」に改める。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の5.59とすること。(第3条関係)
- (2) 基礎課税額に係る資産割額の税率を100分の6.74とすること。(第4条関係)
- (3) 基礎課税額に係る被保険者均等割額を2万1,900円とすること。(第5条関係)
- (4) 基礎課税額に係る一般の世帯別平等割額を1万6,100円とし、特定世帯の世帯別平等割額を8,050円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万2,075円とすること。(第5条の2関係)
- (5) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を100分の2.79とすること。(第6条関係)
- (6) 後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額の税率を100分の3.32とすること。(第7条関係)
- (7) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を1万300円とすること。(第7条の2関係)
- (8) 後期高齢者支援金等課税額に係る一般の世帯別平等割額を7,600円とし、特定世帯の世帯別平等割額を3,800円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を5,700円とすること。(第7条の3関係)
- (9) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率を100分の2.41とすること。(第8条関係)
- (10) 介護納付金課税額に係る資産割額の税率を100分の4.34とすること。(第9条関係)
- (11) 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を1万2,000円とすること。(第9条の2関係)
- (12) 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額を6,100円とすること。(第9条の3関係)
- (13) 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減額を所得金額等に応じて定めること。(第21条関係)
- (14) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、納期限が令和4年3月31日までのものに適用を延長すること。(附則第16項関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例附則第16項の規定は、令和3年4月1日から適用すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について

適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

- (3) この条例の施行に伴い、豊岡市国民健康保険条例に規定する新型コロナウイルス感染症の定義を改めること。(附則第3項関係)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.98</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.24</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万9,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.59</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6.74</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万1,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の</p>

属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条において同じ。）以外の世帯 1万4,600円

(2) 特定世帯 7,300円

(3) 特定継続世帯 1万950円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に $\frac{100}{100}$ の2.82を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に $\frac{100}{100}$ の4.02を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万400円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条において同じ。）以外の世帯 1万6,100円

(2) 特定世帯 8,050円

(3) 特定継続世帯 1万2,075円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に $\frac{100}{100}$ の2.79を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に $\frac{100}{100}$ の3.32を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万300円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円
- (2) 特定世帯 3,900円
- (3) 特定継続世帯 5,850円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.28を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,600円
- (2) 特定世帯 3,800円
- (3) 特定継続世帯 5,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.41を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4.34を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減

額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)であつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者)であつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

1万3,650円

額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)であつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者)であつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

1万5,330円

<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,220円
(イ) 特定世帯	5,110円
(ウ) 特定継続世帯	7,665円
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,460円
(イ) 特定世帯	2,730円
(ウ) 特定継続世帯	4,095円
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同</p>

一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

9,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,300円

(イ) 特定世帯 3,650円

(ウ) 特定継続世帯 5,475円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1

人について 5,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

て 2,850円

一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

1万950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,050円

(イ) 特定世帯 4,025円

(ウ) 特定継続世帯 6,038円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,150円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

(イ) 特定世帯 1,900円

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1

人について 6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

て 3,050円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,920円

(イ) 特定世帯 1,460円

(ウ) 特定継続世帯 2,190円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,080円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1,170円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,380円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,220円

(イ) 特定世帯 1,610円

(ウ) 特定継続世帯 2,415円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,060円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円

(イ) 特定世帯 760円

(ウ) 特定継続世帯 1,140円

<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,200円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,400円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,140円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,220円</u></p>
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p>
<p>16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合）にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。</p>	<p>16 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合）にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。</p>
<p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号にお</u></p>	<p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する感染症</u> <u>をいう。次号において同じ。）により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号にお</u></p>

<p>いて「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯</p> <p>ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が10,000,000円以下であること。</p> <p>ウ 減少が見込まれる <u>事業収入</u>等に係る所得以外の前年の所得額が4,000,000円以下であること。</p>	<p>いて「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯</p> <p>ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が10,000,000円以下であること。</p> <p>ウ 減少が見込まれる <u>世帯の主たる生計維持者の事業収入</u>等に係る所得以外の前年の所得額が4,000,000円以下であること。</p>
--	--

豊岡市国民健康保険条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間であつてその労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができないうち期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>6・7 略</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する感染症</u>）をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間であつてその労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができないうち期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6・7 略</p>

第74号議案

令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和3年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,768,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,720,572	△227,000	1,493,572
	1. 国民健康保険税	1,720,572	△227,000	1,493,572
4. 県支出金		6,334,398	2,000	6,336,398
	1. 県補助金	6,334,398	2,000	6,336,398
6. 繰入金		649,758	200,000	849,758
	2. 基金繰入金	0	200,000	200,000
7. 繰越金		1	80,000	80,001
	1. 繰越金	1	80,000	80,001
歳入合計		8,713,406	55,000	8,768,406

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 基金積立金		430	25,000	25,430
	1. 基金積立金	430	25,000	25,430
11. 諸支出金		12,111	30,000	42,111
	1. 償還金及び還付加算金	10,611	30,000	40,611
歳 出 合 計		8,713,406	55,000	8,768,406

令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 1 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,720,572	△227,000	1,493,572
4. 県支出金	6,334,398	2,000	6,336,398
6. 繰入金	649,758	200,000	849,758
7. 繰越金	1	80,000	80,001
歳入合計	8,713,406	55,000	8,768,406

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国民健康保険事業費納付金	2,547,337	0	2,547,337
9. 基金積立金	430	25,000	25,430
11. 諸支出金	12,111	30,000	42,111
歳出合計	8,713,406	55,000	8,768,406

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,000			△2,000
			25,000
			30,000
2,000	0	0	53,000

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,719,472	△227,000	1,492,472
計	1,720,572	△227,000	1,493,572

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,334,398	2,000	6,336,398
計	6,334,398	2,000	6,336,398

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 基金繰入金	0	200,000	200,000
計	0	200,000	200,000

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	80,000	80,001
計	1	80,000	80,001

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	医療給付費分現年課税	△226,329	医療給付費	△226,329
2.	後期高齢者支援金分現年課税	△497	後期高齢者支援金	△497
3.	介護納付金分現年課税	△174	介護納付金	△174

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
2.	特別交付金	2,000	特別調整交付金（豊岡市分） 都道府県繰入金（2号分）	400 1,600

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	基金繰入金	200,000	国民健康保険財政調整基金繰入金	200,000

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	繰越金	80,000	前年度繰越金	80,000

3 歳 出

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者医療給付費分	1,804,166	0	1,804,166	1,329			△1,329
計	1,805,369	0	1,805,369	1,329			△1,329

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 2. 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	549,802	0	549,802	497			△497
計	549,881	0	549,881	497			△497

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 3. 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護納付金分	192,087	0	192,087	174			△174
計	192,087	0	192,087	174			△174

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	430	25,000	25,430				25,000
計	430	25,000	25,430				25,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	25,000	基金積立金 【市民課】 25,000 国民健康保険財政調整基金積立金 25,000

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 償還金	1	30,000	30,001				30,000
計	10,611	30,000	40,611				30,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	30,000	返納金 【市民課】 30,000 償還金 30,000 保険給付費等交付金償還金 30,000